

加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会の運営について

(委員会設置要綱第8条)

加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会の運営について、下記の通り定める。

記

1 代理出席について

代理出席は認めない。ただし、関係行政職員については、特例扱いとする。

2 委員の交代について

委員のうち、各種団体等からの推薦で委員となっている場合、任期の途中で選出団体等での任期が終了し、役員等でなくなった場合は、委員の変更ができる。

3 議事の表決について

議事の表決が必要な場合は、挙手により行うこととする。

4 委員会の公開について

会議の公開及び非公開は、委員長の意向により決定することとし、委員長が決まっていないときは執行機関（福祉総務課）が決定するが、公正で開かれた会議とするため、原則として公開する。

ただし、公開に際しては次の通り取り扱う。

（1）会場において、写真撮影、録画、録音はできない。

（2）傍聴人の定員は、委員会の会場規模に応じて委員長が定める。なお、委員長は、傍聴人が会議の進行を妨げる等の行為をした場合はこれを制止し、命令に従わない場合はこれを退場させることができる。

（3）非公開とするべき協議事項がある場合、会議で諮り、当該協議事項については傍聴人の退席をお願いする。

5 会議録の作成について

（1）開催の日時及び場所、出席者、議事の要旨等を記録するとともに、会議内容は、音声で録音・保存し、要点筆記とする。なお、委員長が特に必要と認める場合は、詳細な記録をすることができる。

（2）会議録への委員の署名は、あらかじめ委員長が指名した者が行う。

6 会議録の公開について

会議の内容は、次に掲げる事項を除き、公開する。

（1）発言した委員等の氏名

（2）その他公開することにより、公正または円滑な議事運営が損なわれると委員長が認める事項

7 その他

この申し合わせのほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。